

令和3年3月清須市議会定例会会議録

令和3年3月24日、令和3年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂 稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部 享
11番	岡山克彦	12番	林 真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野 茂
19番	白井 章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎 稔
総	務	部 長 平子幸夫

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	栗本 和 宜
健康福祉部 長	河口 直 彦
建設部 長	永 洸 貴 徳
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒 直 人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤 邦 夫
総務部次長兼財政課 長	岩田 喜 一
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	三輪 好 邦
市民環境部次長兼産業課 長	石田 隆
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	加藤 久 喜
建設部次長兼土木課 長	松村 和 浩
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川 久 高
総務部 参事	山下 雅 也
建設部 参事	大橋 秀 一
建設部 参事	兼松 俊 彦
企業誘致課 長	沢田 茂
総務課 長	榎本 雄 介
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	伊藤 嘉 規
保険年金課 長	篠田 敬 幸
生活環境課 長	所 邦 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神 聖 久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山 悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野 鋭 治

社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 2 号 令和3年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 3 号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 4 号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 5 号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 6 号 令和3年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 7 号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 8 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 1 3 号）案
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 1 4 号）案
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和3年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22人でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、日程に追加をさせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第25までの案件については、3月8日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分な御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、10日に開催されました総務委員会の報告を浅野委員長より求めます。

浅野委員長。

< 総務委員会委員長 (浅野 富典君) 登壇 >

総務委員会委員長 (浅野 富典君)

おはようございます。

議席5番、総務常任委員長、浅野富典でございます。

令和3年3月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月10日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市民税について、委員より、「コロナ禍において、市民税のうち法人はどのように積算したのか」との質問があり、当局は、「リーマンショック時の下落実績と経済指標を参考にしました。また、税率改正も加味し、29%減で積算しました」との答弁でありました。

歳出では、一般管理費について、委員より、「人事管理費の職員研修費でメンタルヘルスとパワー・ハラスメントは表裏一体であり、これらをまとめた職員研修を実施してほしい」と、このような要望がありました。

財産管理費について、委員より、「主要施策の概要では、当初予算編成後の財政調整基金の現在高が10億円を切っている。また、義務教育施設基金の現在高は530万円にまで減少している。それぞれの基金残高の考え方は」との質問があり、当局は、「主要施策の概要の金額は予算編成事務の都合上、12月末の現在高です。その後の2月と今定例会の補正予算を経た後の財政調整基金の現在高は、12億円まで回復する見通しです。また、義務教育施設基金は、小中学校校舎等長寿命化工事を目的に積立てをしていましたので、予定どおりです」との答弁でございました。

企画費について、委員より、「元気な清須ふるさと応援費は、令和2年度と比較して大幅な増額になっているが、その理由は」との質問があり、当局は、「好評な商品を返礼品として取り扱うことになり、寄附金が増加するとしたため」との答弁でありました。

委員より、「企業誘致に当たり、都市機能や住まいとの環境バランスをどのように考えているか」との質問があり、当局は、「基本的には、企業側に都市機能を確保していただく考えで、周辺住民に対し影響が出るような企業の誘致は考えておりません」との答弁でありました。

自主コミュニティ振興費では、委員より、「コロナ禍で事業が行えない中、自治活動費補助金についてはどのような対応をしたのか」との質問があり、当局は、「事業費補助金は補助の対象事業が限られますが、令和2年度に限り新型コロナウイルス対策品や備品の購入、施設の修繕についても補助対象事業としました」との答弁でありました。

交通防犯対策費について、委員より、「国は、平成28年に再犯防止推進法を制定した。愛知県は今月末に再犯防止推進計画を策定し、発表する。本市は計画を策定するのか、また所管をする部署はどこか」との質問があり、当局は、「再犯防止の業務は防犯の所管が総務課、保護司の

所管が社会福祉課であるため、それぞれの課で情報を収集しているところです。今月末には愛知県の計画が発表されますので、今後どのような形で策定していくのかを含め、検討してまいります」との答弁でありました。

委員より、「高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金が昨年度比で200万円減額が上がっているが、その理由は」との質問があり、当局は、「令和2年度の実績見込みから申請件数を40件として積算し、減額としました」との答弁でありました。

防災対策費について、委員より、「すぐメールの登録者数は何名で、今後どのぐらいを目標にしているか」との質問があり、当局は、「現在の登録者数は8千230人で、目標登録者数を人口の3割としています」との答弁でありました。

委員より、「(仮称)五条川防災センター費は、主要施策の概要に指定避難所及び防災資機材等備蓄倉庫としての機能を有した施設を整備するとあり、市長の公約の1つとなっていると思うが、施設の具体的な内容を聞かせてほしい」と、このような質問があり、当局は、「施設の内容については主要施策の概要の内容をベースとし、防災資機材の収容施設がない五条川右岸に整備し、リスクを分散する目的と指定避難所である清洲保健センターの将来的な統廃合を見据え、避難所機能を持たせる目的があります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、議案第8号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第9号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算(第13号)案、議案第24号 令和3年度清須市一般会計予算(第1号)案並びに議案第26号 令和2年度清須市一般会計補正予算(第14号)案の各所管分については質疑はなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

よろしくお願いたします。

議長(成田 義之君)

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

(「なし」 の声あり)

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、浅野委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、12日及び15日に開催されました福祉委員会の報告を白井委員長より求めます。

白井委員長。

＜ 福祉委員会委員長（白井 章君）登壇 ＞

福祉委員会委員長（白井 章君）

議席19番、福祉常任委員長、白井 章でございます。

令和3年3月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月12日、15日の両日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

以下、質疑内容を御報告いたしますが、質問は委員より、答弁は当局ですので、委員と当局の説明は省略します。

歳入では、総務費国庫補助金について、「マイナンバーカードの申請実績は」との質問に、「2月までの申請件数で2万2千372件、申請率は32.2%です。引き続き交付率を上げるため、マイナンバーカードの利便性や土曜日の窓口での申請交付のPRなどに努めてまいります」との答弁でありました。

民生費国庫補助金について、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金と保育対策総合支援事業費補助金の内容は」との質問に、「子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応をする子ども家庭総合支援拠点事業の人件費等補助金と令和4年4月開園を目指して公募する小規模保育事業施設整備補助金になります」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、「窓口業務の事業者との打合せ、勉強会などは行っているか」との質問に、「毎月、リーダーとの会議を設け、課題等の検証をしております」との答弁でありました。

障害者福祉費について、「基幹相談支援センターの職員体制や相談実績は」との質問に、「相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持った正規職員4人体制で令和元年度

の相談者数は661名で、約2千300件の支援を行いました」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、「新規事業の子ども家庭総合支援拠点の職員資格と要保護児童対策協議会との連携体制は」との質問に、「子ども家庭総合支援拠点の配置基準である保健師及び保育士等の資格を有する職員の雇用を予定しています。また、家庭児童相談室から子ども家庭総合支援拠点に変更となっても、実情把握、情報収集、情報共有が必要な点は変わりませんので、引き続き要保護児童対策地域協議会の構成員と連携した支援体制を図ってまいります」との答弁でありました。

また、「新たに公募する小規模保育事業施設の地区は」との質問に、「未就園児童数が多いか今後増加が見込まれることで保育ニーズ確保量が高まると予想される地区に公募を考えています」との答弁でありました。

児童館費について、「(仮称)新・清洲児童センター整備で過去の児童センターと比較して金額が高い理由は」との質問に、「放課後児童クラブの利用児童数が増加傾向にあることから、1クラブ増設し4クラブが運営できる施設としたことで、以前の児童館と比較して約1.6倍の建築面積となったこと、また建築物価の単価の上昇を見込み積算したことにより、以前建設の児童センターより建設金額が高くなっています」との答弁でありました。

生活保護総務費について、「住居確保給付金の現状と今後の見通しは」との質問に、「令和3年2月末時点で支給決定件数77件、支給決定額は830万円強で、来年度の支給額は今年度の支給決定額と同程度と見込んでいます」との答弁でありました。

予防費について、「若年がん在宅ターミナルケア支援事業の周知方法は」との質問に、「広報やホームページ、またチラシを作成し、西名古屋医師会や近隣のがん治療病院等にお知らせしていく予定です」との答弁でありました。

環境衛生費について、「清須市地球温暖化対策実行計画において、令和3年度CO₂削減の目標値が9%となっているが、現状はどうか」との質問に、「市民の方へのごみの減量、リサイクルや地球温暖化対策設備の有効利用などの情報発信を今まで以上に積極的に行ってまいります」との答弁でありました。

し尿処理費について、「公共下水道が進んでいるため、浄化槽補助金は少なくなっていくと思われるが、最近では増加傾向にあるが、どのように見ているのか」との質問に、「浄化槽法の改正により11条の法定検査が義務化され、今まで隔年で清掃を行っていた方から、毎年、補助金申請が提出されるようになったことが増加の要因と考えられます」との答弁でありました。

農業総務費について、「先の一般質問で農業振興地域整備計画の見直しの現況について、当局は、「計画案における縦覧結果は既に県に進達し、現在は県知事の同意を待っている状況である」と答えられましたが、その後の状況に変わりはありませんか」との質問に、「3月9日付で県知事の同意が下りました。これで手続は全て終了し、令和3年度からの計画に基づき取り組んでまいります」との答弁でありました。

商工総務費について、「企業再投資促進奨励金の対象となる企業の業種は」との質問に、「市内に立地する機械設備製造の中小企業で、放電加工という特殊な技術を用いて金属を加工する会社です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「納期を減らすことはできないか」との質問があり、当局は、「前年度所得が確定する6月以降で納期を設定した7月から2月までの8回が最適と考えています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護保険料の上昇の要因は」との質問があり、当局は、「高齢者や介護報酬額改定の増加によるものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「県の標準保険税率に合わせた場合の改定率は」との質問があり、当局は、「改定率は算定していませんが、標準保険税率との差が1世帯あたり1千円程度となりますので、今後

はこの差を解消する必要があります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護保険料基準額で新たに増設された階層の対象者人数と最新の要介護認定率は」との質問があり、当局は、「改正により新たに細分化された階層の第11段階では106人、第12段階では237人です。また、本市の令和3年1月時点での要介護認定率は15.8%です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の一部改正に伴う市の対応は」との質問があり、当局は、「市が指定する事業者に対して国の運営基準を遵守していくよう指導してまいります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第1号）案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、商工業振興費について、委員より、「経済対策の一環として来年度2回目の実施となる清須げんき商品券における今年度の販売実績は」との質問があり、当局は、「全体で6万冊を発行し、各世帯2冊まで購入いただける1次販売では2万6千326冊、全世帯の40%強にあたる世帯の方に購入いただきました。往復はがきで申し込む2次販売では1人3冊まで購入いただけることとなり、2万8千46冊購入いただきました。商品券全体では5万4千372冊購入いただきました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第5号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第12号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第14号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第15号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第16号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）案、議案第22号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案、議案第23号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案、議案第25号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第26号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第14号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上、福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、白井委員長、御苦勞様でした。

自席へお戻りください。

次に、16日及び17日に開催されました建設文教委員会の報告を大塚委員長より求めます。

大塚委員長。

< 建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）登壇 >

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

議席7番、建設文教委員長、大塚祥之でございます。

令和3年3月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教委員会に付託されました案件について、去る3月16日、17日の両日、委員全員出席の下に午前9時30分より開催し、慎重

に審議を行いました。その審議の主な内容と結果について、議案ごとに順次御報告申し上げます。

最初に、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案の所管分について、審議の主な内容と結果を御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

歳入、14款使用料及び手数料では、委員より、「道路占用料の増額の要因は」との質問があり、当局は、「平成31年4月1日に道路占用料金の改定があり、前年度より1.2倍の料金設定をしているためです」との答弁でありました。

委員より、「学校施設開放使用料の収入は何に使っているのか、また、利用率は」との質問があり、当局は、「学校開放で使用する物品購入や備品等の修繕費としています。各校平均して、グラウンド・体育館においては土日はほぼ100%で、夜間利用率は7割から8割となっています」との答弁でありました。

16款県支出金では、委員より、「スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金の活用については」との質問があり、当局は、「配置済みの2名の相談員に加えて県の補助要綱で認められる教員経験者を任用し、補助金を活用して相談体制の拡充に努めます」との答弁でありました。

歳出、8款土木費では、委員より、「道路維持補修費の増額の要因は」との質問があり、当局は、「県道伏見町線に占用している雨水管の移設費です」との答弁でありました。

委員より、「清洲駅前土地区画整理事業及び新清洲駅北土地区画整理事業の進捗状況は」との質問があり、当局は、「清洲駅前土地区画整理事業は事業ベースで約27%、新清洲駅北土地区画整理事業は事業費ベースで約63%です」との答弁でありました。

10款教育費では、委員より、「体育館空調整備について、今後のプランやスケジュールについては」との質問があり、当局は、「令和3年度に実施設計を行い、令和4年度に全小中学校の体育館にLPガスを熱源とした冷暖房の空調設備を整備していきます」との答弁でありました。

委員より、「仮設児童館の学校施設への転用について、当初より計画されていたものか」との質問があり、当局は、「学校敷地内に仮設児童館を建設することから、学校の意向も確認の上、有効に活用するため、転用を視野に入れ、設計を進めたものです」との答弁でありました。

委員より、「ブックスタートについて、配付対象者、配付方法、選書について、その内容は」との質問があり、当局は、「4か月児健康診査時に絵本を1冊配付します。選書については図書館と連携して進めていきます」との答弁でありました。

委員より、「男女共同参画プラン策定について、その進め方は」との質問があり、当局は、

「策定委員会を年4回、市民の皆様へのアンケートやパブリックコメントを実施し、1年かけて策定していく予定です」との答弁でありました。

委員より、「この春、開催する清須ウォークについて、対策の内容は」との質問があり、当局は、「スタート時の混雑や解消するため、参加申込者にコースマップを郵送します。また、チェックポイントを1か所にするなど、密を避け、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防する対策を行います」との答弁でありました。

委員より、「学校給食センターでは、調理員数の不足が続いていたが、現在の状況は」との質問があり、当局は、「来年度から新たに2名の調理員を採用する予定としており、調理員不足が解消されつつある状況です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和3年度清須市水道事業会計予算案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

委員より、「耐震化はどこを予定しているのか」との質問があり、当局は、「水管橋とその付近の耐震化を予定しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第6号 令和3年度清須市水道事業会計予算案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案について御報告申し上げます。

当局の朗読説明の後、質疑に入りました。

委員より、「令和3年度の下水道の普及率の目標は」との質問があり、当局は、「指標は32.49%です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第7号 令和3年度清須市下水道事業会計予算案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

委員より、「2つの施設の利用率の算出方法は」との質問があり、当局は、「各部屋の平米数に既存の生涯学習的施設の平米当たりの平均単価を乗じて算出しました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第17号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「事業が長期化していく中で、事業費の縮減についてどのように考えているか」との質問があり、当局は、「工事発注をまとめることによる経費削減、供給処理施設の整備箇所の検討、調査設計費の削減などに努めていきます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第18号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 財産の無償譲渡について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明の後、質疑に入りました。

委員より、「無償譲渡の対象は建物だけか」との質問があり、当局は、「建物だけです」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第19号 財産の無償譲渡については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明の後、質疑に入りました。

歳入、15款国庫支出金では、委員より、「国庫補助金が減って歳出予算を減額したものについて、特徴的なものはあるか」との質問があり、当局は、「社会資本整備総合交付金、都市公園等事業では、遊具の改築更新を目的として1千600万円を要望しましたが、内示額は1千100万円に減額となり、実施件数を減らしました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第21号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第13号）案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第20号 市道路線の認定及び廃止、議案第24号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第1号）案、議案第26号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第14号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後に質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託されました案件について御報告を終わります。

議長（成田 義之君）

ただいま委員長報告がありました。質問はございますか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質問もないようですので、大塚委員長、自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第2号に加藤議員から反対討論、冨田議員から賛成討論、また、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、議案第3号で議案第10号を併せて、議案第4号で議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号を併せて行っていただきます。

なお、討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立によって行いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1、議案第2号を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第2号 令和3年度清須市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

まず、第1に、新年度予算では新型コロナウイルス感染症による未曾有の難局を乗り越えるため、令和2年度に引き続き、まずは感染拡大防止に優先的に取り組んでいくと提案されていますが、コロナ禍にあつてのきめ細やかな施策をさらに進めていくことが求められます。

本市は、今年度新型コロナ対策について様々な独自施策を行ってきました。いまだ収束の兆しも見えず、変異株感染も広がりを見せている中で、ワクチン接種が順調に進んでも社会全体で効果が現れるには一定の時間を要すると言われています。ウイルス学の研究者からは、症状が出る前から他人にうつす新型コロナの特徴を考えると、ウイルスを押さえ込むことは難しい。ワクチン接種が始まって、当面、流行を繰り返していくことになるかと述べられ、対策として効果的なのはPCR検査の拡充、重症化を防ぐ治療法など指摘しています。現状を打開するためには、無症状感染者を発見・保護するためのPCR検査を抜本的に拡充することは急務であります。さらなるPCR検査の継続と対象の拡大が不可欠です。

また、緊急小口資金の貸付件数が示しているように、困窮世帯が増えています。生活崩壊を防いでいくためには、より困っている事業者や家庭を優先的に支える事態に則した市独自の支援策が必要であります。

第2は、市民課の窓口業務が10月より民営化されました。新年度においては、窓口費として4千898万6千円の予算が計上されています。民間のノウハウを生かし、効率的・効果的な運営を行うとしていますが、市の事業を民間に差し出す新自由主義路線を推し進め、市の公的役割を後退させるものであります。公務員を全国民の奉仕者とした憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施すべき業務は、任期の定めのない常勤職員を中心として運営するよう原則に立ち返るべきであります。

第3は、個人番号カードの推進のための予算が計上されています。そもそも個人番号制度はシステム自体が不完全なまま見切り発車で始まり、次々と深刻な問題が起きています。インターネットを介した個人情報漏えい事件など大きな被害も起きています。情報が流出してからでは取り返しがつきません。情報漏えいや犯罪被害を防ぐ手だても保障もない中では、市民の安心・安全は守れません。コロナ危機の中で個人番号カードの取得を推進するのではなく、新型コロナウイルスから市民の命と暮らしを守ることに予算を回すべきであります。

以上、最後に、新型コロナウイルス感染症により、市民の暮らし、市内経済は大変な困難に直面しています。こうした課題に対して、市民に最も身近な基礎自治体として、厳しさを増す市民の暮らしの実態を把握し、福祉の増進という自治体の役割をさらに果たすことも求め、反対討論

といたします。

議長（成田 義之君）

続いて、富田議員の賛成討論の発言を許可いたします。

＜ 3 番議員（富田 雄二君）登壇 ＞

3 番議員（富田 雄二君）

議席 3 番、富田雄二でございます。

議長のお許しを頂きましたので、ただいま議題となっております議案第 2 号 令和 3 年度清須市一般会計予算案について、清須市議会清政会を代表いたしまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

このたび永田市長は、先の一般質問におきまして、2 期目に向けた力強い出馬表明をされました。令和 3 年度当初予算案は、永田市長が引き続き市政のかじ取りを担い、アフターコロナの時代に目指すべき姿を見据え、未来への投資を着実に進めることで「力強い清須」の実現に向け邁進していくという、強い意志の表れであると高く評価するものであります。

当面はコロナ対策が最優先となりますが、清須市のさらなる発展のためには、取り組まなければならない課題がまだまだたくさんあります。高いリーダーシップの下、時代の潮流変化を敏感に捉えつつ、安定した市政運営を進めてこられた永田市長の手腕がこれからも必要であり、我々清政会としましても、永田市長による今後の市政運営を積極的に支援していく所存であります。

さて、今議会に提案された令和 3 年度一般会計当初予算案は、市税の大幅な減収が見込まれる中であっても、健全な財政運営に十分配慮しながら、補助金、基金、市債を有効活用して財源を確保することで、安全・安心や子育て支援をはじめとする各施策に積極的に取り組む内容となっております。

いざという時に避難所となる小中学校体育館への空調設備の設置や五条川右岸での拠点となる防災センターの整備着手に加えて、水場川右岸及び土田排水区の雨水幹線・管渠整備、ポンプ場の長寿命化など、防災・減災に向けてさらなる加速を期する内容であります。

また、新たに開園する認定こども園の運営支援や民間小規模保育事業施設の誘致といった待機児童ゼロを維持するための施策の他、清洲児童館の建て替えの推進など、県内トップレベルの出生率を誇る本市の勢いを持続する取組の成果が今後大いに期待されるものであります。

さらには、コロナ禍で苦しむ市内経済への起爆剤とすべく、プレミアム付商品券を国の臨時交付金などを有効に活用して再度発行されることも、まさに心強い限りでございます。

この他にも、鉄道高架や土地区画整理などの基盤整備事業の継続実施に加えて、企業誘致の推進に向けた取組など、本市の将来を見据えた事業がめじろ押しとなっております。

ただいま挙げました事業は、予算計上された事業の一部にすぎません。しかしながら、これらだけを取っても、コロナを克服し、清須市が未来に向かって一步一步着実に進んでいく姿が見えてくるものばかりであり、改めて永田市長の堅実な行政手腕に深く敬意を表する次第でございます。

最後になりましたが、永田市長をはじめ職員の皆さんにおかれては、6万9千人の市民の負託に応え、そして「力強い清須」の実現に向け、日々の職務に精励いただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されることをお願いし、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、可決いたしました。

日程第2、議案第3号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第3号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計予算案に対して反対の立場から討論を行います。

県が国保財政の責任を負う都道府県単位化が平成30年から実施をされましたが、構造的問題を打開するどころか、むしろ都道府県化によって国保加入者の負担増となる仕組みが形づくられ、

同時に、政府がこの間、市町村が頑張ってきた一般会計繰入れの解消計画を促しています。

国保は所得が低いのに保険税は高いという構造的な問題があり、国保に加入する方々の実情、国が自ら責任を後退させてきたことを加入者に転化した仕組みといった構造的な問題の解消は急務であります。

本市の国保の令和2年度の被保険者数は1万3千490人、8千582世帯であります。そして、65歳から74歳までの割合は全体の41.3%、所得水準を見ると200万円未満が66.5%になります。こうした中で、国保税の新年度の保険税の平均が世帯当たり3千490円、1人あたり1千541円の増額となっています。

また、県が標準保険料の算定試算から資産割を外したことにより、料率を引下げ、その分は所得割と均等割の引上げとなっています。コロナ禍の下、消費税の増額と景気の落ち込み、社会保険料の負担増で払いたくても払えない状況が生まれています。

国保は国民皆医療保険制度を下支えする制度であり、社会保障であるとの立場を貫き、誰もが払える保険税にすることが大切であり、保険税の引上げに反対するものであります。

なお、議案第10号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についても、国保税率を引き上げる条例改定案であり、同理由により反対するものであります。

以上です。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、可決いたしました。

日程第3、議案第4号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第4号 令和3年度清須市介護保険特別会計予算案について、反対の立場から討論いたします。

介護保険制度は、施行後20年間、サービスの削減や負担増を凶る見直しが繰り返され、3年に一度の見直しとなる本市の第8期保険料は、所得段階別の全ての階層で保険料が引き上げられ、基準額となる第5段階では6万2千100円が7万1千200円となり、9千100円の引上げとなりました。2000年に始まった介護保険制度の保険料の全国平均が3万4千932円ですから、この20年間で2倍を超える額に引き上げられています。第8期の事業計画の計画料を見積もった結果が保険料の増につながっているわけですが、本市では、給付費の見込みと実績の差により毎年基金が積み上がっており、計画見込みの精査が求められます。

今回、本市では保険料を抑えるため3年間で約3億円積み上がっている介護給付準備基金を繰り入れていくとしています。また、12段階への多段階化により調整倍率の見直しを行うとしていることは評価するものです。しかし、実質保険料率で見ると、低所得者ほど負担が重い逆進性がまだまだ顕著であります。さらに、保険料段階を増やし、より応能負担にしていくことが求められます。また、新年度から世帯全員が住民税非課税のうち年金収入120万円を超える世帯を対象に介護施設利用者の食費負担が月額2倍以上に引き上げられます。それはデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担にも影響します。

既に、利用料が高過ぎて利用抑制が起きています。保険あって介護なしの状態は深刻さを増しています。必要な介護を保障するためには、市としても保険料利用料の減免制度を行うべきです。介護保険の連続改悪をストップさせ、高齢者も現役世代も安心できる公的介護制度にしていくために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げ、介護保険制度の改善を凶ることを求め、は反対討論とします。

なお、議案第11号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案についても、同理由で反対するものであります。

また、議案第12号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第13号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第15号 清須市

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、現在、感染症や災害への対応力強化を掲げる一方、介護現場での人材不足は深刻です。だからといって、人員配置の基準を下げるのでは本末転倒であり、反対するものであります。

以上であります。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、可決いたしました。

日程第4、議案第5号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第5号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を個人単位で強制加入させ、収入のない人やこれまで保険料負担のない人も含め加入者全員から徴収する制度で、本市での加入者数は令和2年度9月末現在8千479人で、人口の割合で12.2%です。

後期高齢者医療制度は、医療費の増加に比例して保険料も増える高齢者差別の制度で、75歳以上の人口が増えると保険料がアップする仕掛けのため、保険料の引上げ傾向が続いています。年金から天引きされる保険料の増加で暮らしは圧迫されるばかりです。

そうした中で、所得の少ない人に対し保険料均等割を軽減する特例措置が行われていましたが、廃止する計画が実施され、令和3年度から33万円以下の世帯1千474人が7.75割の軽減

割合が7割へととなります。今でも年金だけで暮らせずに後期高齢者になっても非正規雇用で働いている高齢者が大勢おり、しかもコロナ禍で仕事が減り、あるいは仕事を失い、収入が激減している高齢者に対し、これ以上負担増を強いることは許されません。

さらに、コロナ禍における困窮が広がっているにもかかわらず、政府と厚生労働省は、全世代型社会保障改革の名の下に、後期高齢者の医療費の窓口での自己負担割の引上げを推し進めようとしています。消費税増税や年金が実質目減りする中、医療にかかる費用をどう賄うか日々苦しんでいるのが圧倒的多数の高齢者の現実です。行き詰まった後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻し、負担が増える仕組みをなくすべきだということを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（成田 義之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第6号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は可決いたしました。

日程第6、議案第7号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第7、議案第8号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第9号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第11号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第12号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第13号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第14号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第15号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第16号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第17号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第18号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第19号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第20号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第21号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第 2 1、議案第 2 2 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 2 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第 2 2、議案第 2 3 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第 2 3、議案第 2 4 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 4 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第 2 4、議案第 2 5 号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 5 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第25、議案第26号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、追加日程第1、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年3月清須市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御審議いただきまして、大変御苦労さまでございました。

(時に午前10時36分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月24日

議 長 成 田 義 之

署名議員 大 塚 祥 之

署名議員 小 崎 進 一